真岡市指定地域密着型サービス事業所の指定に係る同意及び他市町村からの

　　　転入者の利用に係る条件の基本方針

（目的）

第１条　この基本方針は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第

　７８条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業所の指定及び法第１１５条

　の１２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る法第７

　８条の２第４項第４号及び法第１１５条の１２第２項第４号に規定する市町村長の同意

　（以下「同意」という。）及び他市町村からの転入者に係る利用の条件についての基本的

　な方針を定め、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用

　に資することを目的とする。

（同意をする基準）

第２条　他市町村長から、市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密

　着型介護予防サービス事業所（以下「市内指定地域密着型事業所」という。）の指定に係

　る同意については、原則として行わないものとする。ただし、市長が同意することが適

　当であると認めたときは、この限りではない。

（同意を求める基準）

第３条　法第９条により真岡市被保険者が市外に所在する指定地域密着型サービス事業所

　又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市外指定地域密着型事業所」とい

　う。）の利用を希望するときは、市長は、真岡市被保険者の申出に基づき、利用を希望す

　る市外指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、市外指定密着型事業所の

　所在する市町村長に対し、指定に係る同意を求めることとする。ただし、次の各号のい

　ずれかに該当するときは、同意を求めないことができる。

（１）市内指定地域密着型事業所の定員に空きがあるとき。

（２）その他市長が、同意を求めないことが適当であると認めたとき。

２　前項第１号及び第２号の規定は、法第１３条に定める住所地特例対象施設に入所又は

　入居中の被保険者については、適用しない。

（他市町村からの転入における条件）

第４条　他市町村から転入し、市内の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症

　対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の利

　用を希望する者は、転入後３か月を経過した者でなければならない。ただし、市内にそ

　の者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合又は、虐待等による理由の場合は

　この限りではない。

（真岡市地域密着型サービス運営委員会への協議）

第５条　真岡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第６条第１項第１号に規定する地

　域密着型サービスの指定に係る真岡市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」

　という。）への協議は省略する。ただし、本方針に基づいて処理した結果を、委員会に

　報告しなければならない。

　　　附　則

　この基本方針は、平成２９年４月１日から適用する。